

(お知らせ)

「原子力発電所に関する情報について」の福島県への説明について

平成 20 年 7 月 18 日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所
福島第二原子力発電所

平成 20 年 6 月 6 日、福島県原子力センター宛に電話で当社原子力発電所に関する情報提供があり、福島県から当社にその内容についての連絡をいただきました。

その後、本情報提供に係る内容についての調査を実施しておりましたが、その結果がまとまったことから、本日、福島県に対して説明をいたしましたのでお知らせいたします。

本情報提供に係る内容について、昭和 55、56 年度の福島第一原子力発電所電気設備関係工事の現存する工事報告書を調査した結果、それぞれの工事のなかで確認試験が実施されており、工事完了時において機能上問題がなかったことを確認いたしました。

なお、説明内容につきましては、添付資料をご参照ください。

以 上

<添付資料>

- ・福島県へ情報提供のあった件に関する調査結果について

<参考：福島県への情報提供内容>

- 過去に、建物管理や機械サービス関係の仕事をしており、福島原子力発電所で働いていたことがある者である。
- 昭和 55 年、56 年頃、福島原発では、電気設備工事などにおいて手抜き工事などを行って、不当な代金を請求していたとの話を聞いた。
- 東京電力は安全性をうたいながら現場では手抜き工事が行われている。会社名はいくつか聞いているが言えない。

平成 20 年 7 月 18 日

福島県へ情報提供のあった件に関する調査結果について

東京電力株式会社
福島第一原子力発電所
福島第二原子力発電所

平成 20 年 6 月 6 日福島県原子力センターに情報提供のあった件に関して、調査した結果を報告いたします。

1. 調査について

(1) 調査対象

福島県原子力センターにあった情報提供に関しては、事象や設備の特定に必要な情報が極めて不十分であり、調査対象を絞り込むことが困難であったことから、提供内容のうち、比較的具体的な事項として挙げられている「昭和 55 年、56 年頃」「福島原発」「電気設備工事」の 3 点に注目し、昭和 55、56 年度の福島第一原子力発電所(福島第二が商業運転を開始したのは昭和 57 年 4 月以降であり、昭和 55, 56 年当時、福島原発とは福島第一を指すと考えられます)で実施された電気設備関係工事を調査対象とすることとしました。

(2) 調査方法

昭和 55、56 年度の福島第一原子力発電所で実施された電気設備関係工事の工事報告書(工事の実施記録)から、それぞれの工事において確認試験が行われ機能上問題ないことが確認されたかどうか、書類上で確認しました。

(3) 調査結果

昭和 55、56 年度の福島第一原子力発電所電気設備関係工事の現存する工事報告書を確認した結果、それぞれの工事のなかで確認試験が実施されており、工事完了時において機能上問題がなかったことを確認しました。

なお、これらの設備に関しては、現状問題なく稼動しています。

2. 手抜き工事の防止に寄与する取り組みについて

当社の原子力発電所では、申告にあるような手抜き工事の防止に寄与する以下のような取り組みを行っています。

- ・工事実施箇所は、竣工検査で機能確認を行い、原則当社社員が現場に立ち会って、工事仕様書に定めた仕様を満足していることを確認しています。

- ・工事実施箇所は、機能確認以外でも重要なステップでは、必要に応じホールドポイントを設定して、工事監理員(当社社員)が立ち会っています。また、ホールドポイント以外でも、工事監理員が適宜現場に出向き、工事の進捗や施工状況、作業安全等を確認しています。
- ・品質保証部門は、取引先の登録更新時に品質保証計画書を審査しています。また、主要な取引先に関しては、監査を実施しています。

以 上